

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示
保険医の指定
保険薬剤師の取消
保険薬剤師の指定
保険医の指定取消
保険医の異動

告示

鳥取県告示第五百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

氏

名

診療科目

名 診 療 所 在 地

指定年月日

◇教委告示

診療所の名称変更等
診療所所在地の変更
漁業監督吏員の任命等
ブルセラ病検査等の実施
町村合併に関する計画の勧告
県立高等学校生徒募集要項
県立高等学校学区外志願者取扱要項
鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験
齒科技工士試験の合格者
毒物劇物取扱者試験の合格者

◇公告

昭和三十一年十二月十一日				鳥取県知事 遠 藤 茂	
氏 名	名 稱	所 在 局 地	指 定 年 月 日		
中野 敏夫	森下 成夫	森下 藥局	八頭郡智頭町	昭和三十一年八月三十日 九月五日	
黑田三省堂藥局	米子市塩町三八				
鳥取県告示第五百八十八号					
健康保險及び船員保險の保險医及び保險藥劑師の指定に關する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第八条の規定により次のように保險医の指定を取り消した。					
昭和三十一年十二月十一日					
鳥取県知事 遠 藤 茂					
診 療 所	氏 名	取 消 事 由	取 消 年 月 日		
日野病院	日野郡根雨町	野崎 在文	辞任	昭和三十一年二月二十五日	
直原 弘				二月二十七日	

山 桝 俊 春	内科、小児科	米子医療生活協同組合	米子市角盤町二丁目一三五	昭和三十一年八月三十一日
立 川 多 寿 子	眼科、耳鼻咽喉科	立川眼科、耳鼻咽喉科診療所	境港市栄町	〃 八月二十日
堀 内 孝 正	内科、小児科 婦人科	堀 内 医 院	鳥取市湖山町一、五二五	〃 九月十七日

鳥取県告示第五百八十九号
健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定によつて次のように異動の届出があつた。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏 名	診療科目		新		旧		異動事由	異動年月日
	名	称	所	在	名	称		
中村忠文	齒科	中村齒科医院	鳥取市東品治町一七	中村齒科医院	鳥取市立川町二丁目一六九	診療所所在地変更	昭三十一、一〇	

鳥取県告示第五百九十号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定によつて次のように保険医から診療所の名称及び所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏 名	診療科目		新		旧		変更年月日
	診療所の名称	所	在	地	診療所の名称	所	
竹内昭子	内科	鳥取診療所	鳥取市東品治町一〇	鳥取赤十字病院	鳥取市西町	三、八、一	

鳥取県告示第五百九十一号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定によつて次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科目	新診療所名称	診療所所在地		変更事由	氏 名	変更年月日
		新	旧			
齒科	岸田齒科医院	倉吉市明治町一〇二七	長崎県南松浦郡三井楽町浜ノ畔	転入	篠嶋 敏雄	昭和三十一年八月十五日

鳥取県告示第五百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命ならびに解任した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一任 命

証票番号	氏 名	職 名	勤 務 所	任命年月日及び証票交付年月日

二二 大谷丈夫 技術吏員 經濟部水産課 昭和三十一年十月一日

二解 任 証票番号 氏 名 職 名 勤 務 所 解任年月日及び証票返納年月日

一〇 土肥和一 技術吏員 水産試験場 昭和三十一年十月一日

鳥取県告示第五百九十三号

次のように結核病及びブルセラ病の検査を実施するから
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第
六条の規定により牛の所有者に対して検査をうけること
を命ずる。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育し
ている雌牛及びこれらの牛と同一施設内
で飼育している牛ただし、生後六箇月、
分娩前一箇月及び分娩後十日以内のもの
を除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

結核病検査——ツベルクリン皮内注射反

応法

ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反
応法及び試験管法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
------	------	------

第一次	第二次	
十二月 二十四日	十二月 二十七日	鳥取市 岩美郡津ノ井村 同上
十二月 二十五日	十二月 二十八日	福部村 岩美町 "

鳥取県告示第五百九十六号

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）
第二十八条第一項の規定に基き次のとおり町村合併に関
する計画を定め、昭和三十一年十二月七日関係村に勧告
した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

岩美郡宇倍野村と同郡大成村との合併

西伯郡県村と同郡大高村との合併

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十一号

昭和三十一年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程
の第一学年生徒および別科生徒の募集ならびに入学者選
抜を次の要項によつて実施する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

昭和三十一年度県立高等学校入学者選抜実

施要項

昭和三十一年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程
の第一学年生徒及び別科生徒の募集並びに入学者選抜を
次の要項によつて実施する。

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は別に定める

二 出願資格

三 出願手続

1 中学校を卒業したもの（昭和三十一年三月卒業見
込の者を含む。）

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十
一号）第六十三条の各号に該当する者

1 志願者は鳥取県立高等学校通学区域に関する規則
（昭和三十年鳥取県教育委員会規則第一号）に定め
る通学区域に従わなければならない。

2 志願者は希望により、第一志望校の外に、第二志
望校として他の学校及び課程を出願することができ
る。ただし、同時に二以上の学校を第一志望校とし
て併願することはできない。

3 志願者は、入学志願書（用紙は県教育委員会所定
のもの）に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料
の額二百円に相当する鳥取県収入証紙をはつて（消
印をしてはいけない。）出身中学校長を経由して出
願期間内に第一志望校の校長に提出しなければなら
ない。

4 第一志望校の校長は願書を受付けたときは、受検証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長に報告書（用紙は県教育委員会所定のもの）を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

- 1 志願者の属する通学区は志願者が生活を共にする保護者（親権者又は後見人）の住所をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。
- 2 志願者が保護者と同居し、その住所地と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際次の書類を添えて提出しなければならない。
- I 保護者と同居の居住証明書
 - II 現に保護者の住所地に同居して通学している旨の中学校長の証明書
- 3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い、同居していない側の

保護者の住所地を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて、二月十三日から二月十八日までの間に、県教育委員会（高校教育課）に提出し、学区の認定を受けなければならない。

I 保護者の居住証明書

II 別居の理由を証明するに足る書類

- 4 前項の場合、学区制の適用を忌避する目的をもつて、虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であっても所属学区の高等学校に転校させることができる。
- 5 学区外及び県外志願者の取扱については別に定める。
- 6 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものはそれぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

五 出願期間

1 出願期間

昭和三十三年二月二十一日（木）から二月二十八日（木）まで毎日九時から十七時まで（日曜日は除き、土曜日は十二時まで）郵送の出願書類は二月二十八日の消印のあるものは有効とする。

2 受付場所

各第一志望校

六 学力検査

1 入学志願者はもれなく学力検査を受けなければならない。

学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十三年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会（以下「管理委員会」という。）の管理のもとに、入学志願者全員に対して一斉に行う。

2 検査科目

受検者は、国語科、数学科、理科、音楽科、図画工学科、保健体育科及び職業・家庭科の八科目の外、

外国語科（英語科）（以下「英語科」という。）

職業・家庭科（選択）の二教科目のうち一科目を自由選択により受検しなければならない。ただし、選択教科目の成績は総合計点には算入しない。

なお志願者は選択教科目について、あらかじめ英語、農業、商業、工業、家庭及び水産のうちから一科目を選んで入学志願書に明記しておくものとする。

3 検査日時

昭和三十三年三月十二日（火）（一日間）九時三十分から次の時間配当によつて全県下一斉に行う。

- 第一時 九時三十分—十時五十分（八十分）
- 第二時 十一時十分—十二時三十分（〃）
- 第三時 十三時二十分—十四時四十分（〃）
- 第四時 十五時十分—十五時三十分（二十分）

4 検査会場

検査会場は各県立高等学校ごとに設ける。

受検者は第一志望校に設けられる会場で受検するものとする。

検査教科時間配当

国語科、社会科、数学科、理科 各四十分

音楽科、図画工作科、保健体育科、職業・家庭科

(必修) 各二十分

選択教科(英語科又は職業・家庭科(選択)のうち志願者の選択する一教科)

6 学力検査問題出題方針

学力検査問題は次の各項の主旨にそつて出題する。

一 中学校の教育方針に反しないものであること。

知識偏重に陥り、記憶のみに頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさける。

二 既習の学力を見るだけでなく、将来の能力をも見ることのできるもの、志願者の創造的能力、批判力、思考力を検査できるもの。

三 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず又どのような地域でも教師が取扱うことのできる資料を使つて出題する。

四 採点を公平にすることができるとのことであること。

採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少く、且つ細部にまで絶対値の出るものであること。

五 実施のために特別の器具、材料を要しないものであること。

六 検査の事務処理を円滑にするものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 教育長

総務 高校教育課長

庶務係 長 庶務係長 係員 高校教育課職員若干名

問題作成係 長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係指導主事その他事務局職員、教育研究所職員若干名、高等学校中学校教員若干名

会場係 長 人事係長 係員 高校教育課職員若干名、各高等学校校長及び所属職員若干名

ただし各会場責任者は当該高等学校校長とする。

採点係 長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係指導主事その他事務局職員、教育研究所職員若干名、高等学校中学校教員若干名

ただし各会場の採点責任者は当該高等学校校長とする。

2 管理委員会は次の事務を行う。

庶務係 各会場及び委員との連絡、検査問題、模範解答例の印刷配布、検査に要する経費の処理、その他何れにも属しない事項

問題作成係 検査問題案及び模範解答例並びに採点基準の作成

会場係 受付 会場準備、検査実施及び終末処理

採点係 学力検査答案採点、学力検査成績簿作成、送付

3 各会場の採点責任者は別記第二号様式によつて学力検査簿一部を作成し、各受検査の得点を記入して、三月十五日までに管理委員会に提出するものとする。

4 学力検査の成績は原則として公表しない。

八 入学者の選抜

1 入学志願者の数が募集定員に満たない課程については、全員入学を建前とする。ただし心身に異常があつて修学にたえないと認められる者は入学を許可しないことがある。

2 入学志願者が募集定員を超過した場合は、各高等学校において、出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行う。この場合報告書の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取扱う。

3 学力検査の成績については必修教科目の成績だけを選抜の資料とする。

4 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しない。ただし工業科、水産科の志願者(第二志望を含む)に対してはそれぞれ第一志望校において、色神検査、機能検査を行う。

5 前項の色神検査、機能検査は、学力検査終了後に行う。ただし色神検査については第六項の証明書を提

6 色神検査

出したものについては検査は行わない。

（一）工業課程および水産課程の志願者は、願書提出前にそれぞれの志望校で色神検査を受けることができる。

（二）中学校長は受検者の名簿を検査の前日までにそれぞれの学校に提出しなければならない。

（三）色神検査を行う日時は二月十五日（金）十三時より十六時までとする。

（四）色神検査を実施した学校は、受検者に異常のないことを明らかにした証明書を即日本人に交付しなければならない。

（五）色神検査を受けたものは、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

九 入学許可者発表

期 日 昭和三十一年三月十六日（土） 十二時

場 所 各高等学校

十 注意事項

1 本要項に関する質疑はもよりの高等学校において行われたい。

2 入学志願書は各高等学校で受取られたい。

3 報告書用紙は県教育委員会の各給与事務所で受取られたい。

4 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は返さない。

第一号様式

所 属 学 区 認 定 願

現住所

（ 小学校区 ）

保護者氏名

（ 続柄 ）

本人氏名

生年月日

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたいので特別事情を証明する資料を添えてお願いいたします。

記

一 保護者現住所

第二号様式

学 力 検 査 成 績 簿

二 出身学校

三 旧所属学区

四 新所属学区

五 特別事情（具体的、詳細に記入する）

昭和 年 月 日

本人氏名

印

保護者氏名

印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違のないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

印

受検番号

氏 名

出 身 学 校

必修教科

国語 社会 数学 理科 音楽 図工 保健 職業 計 英語 職業 家

選択教科

注 全自制、定時制別、課程別に作成すること。

第一号様式

学区外高等学校出願許可願

現住所

(小学校)

保護者氏名

(本人との続柄)

本人氏名

生年月日

記

私は左記の事情によつて学区外高等学校に入学志願したので許可して下さいますよう特別実情を証明する書類を添えてお願いいたします。

一 保護者現住所

二、居住予定地

三 出身学校

四 志望高等学校及び課程

五 特別事情(具体的、詳細に記入する)

年 月 日

本人氏名

印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

年 月 日

出身中学校長

印

第二号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

一 現住所

県 市郡 町村 番地

二 居住予定地

鳥取県 市郡 町村 番地

三 出身学校

県 市郡 町村 中学校卒業
第三学年

四 氏名

審査の結果事情やむを得ないものと認め左記の通り
県立高等学校の入学出願を許可する。

記

一 学校名 鳥取県 高等学校 科

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第四十二号

昭和三十一年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

昭和三十一年度県立高等学校学区外志願者

取扱要項

一 鳥取県立高等学校通学区に關する規則(昭和三十一年鳥取県教育委員会規則第一号)第三条但書の規定に基き、昭和三十一年度県立高等学校入学志願者のうち、学区外高等学校に出願する者については次の各号に該当する者についてこれを許可する。

1 昭和三十一年五月三十一日までに確実に保護者と共に他学区に住所を変更する場合。

2 通学距離学資支弁者の關係、その他真にやむを得ない事情で他学区の近親者の住所地に居住する場合。

二 前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は別記第一号様式による願書に出身学校長並び

に所管地方教育委員会の証明書及び次の書類を添えて
県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

(イ) 前項第一号に該当する場合

特別事情を証明するに足る書類

(ロ) 前項第二号に該当する場合

近親者の居住証明書

親族關係の証明書

近親者の同居承諾書及び身元引受書

特別事情を証明するに足る書類

三 県教育委員会は審査の結果願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないと認めたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

四 虚偽の事實に基いて出願したことが判明したときは、入学許可後であつてもこれを取消し又は所属学区の高等学校に転校させることがある。

五 願書の受付期間は二月十三日(水)から二月十八日

鳥取県教育委員会告示第四十三号

昭和三十一年度県立高等学校県外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

昭和三十一年度県立高等学校県外志願者取扱要項

一 昭和三十一年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者（卒業見込の者を含む。）で保護者（親権者、又は後見人）と共に居住している志願者以外の志願者（以下「県外志願者」という。）は次の各号に該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。
次表上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合。
この場合は出願許可の手續きを必要としない。

県名	指定地域		許可学校
	郡	町 村	
兵庫県	美方郡	浜坂町、温泉町	鳥取高等学校
	苫田郡	阿波村、加茂町	智頭農林高等学校
岡山県	眞庭郡	八束村、川上村、中和村	倉吉西高等学校
	阿哲郡	神郷町、新見市千屋	日野産業高等学校
島根県	八束郡	美保関町	境高等学校
			水産高等学校

2 前号以外の県外志願者で、左のいずれかに該当する場合。
(イ) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引きつづき従前の中学校に通学している者
(ロ) 昭和三十一年五月三十一日までに確実に保護者（親権者又は後見人）と共に鳥取県内に居住する者。

(ハ) 学資支弁者その他特別の事情により高等学校進學に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合

二 前項第二号によつて県立高等に入学を希望する県外志願者は、別記第一号様式による願書に出発学校長所管県教育委員会の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会（高校教育課）に提出しなければならない。

1 (イ)に該当する場合
保護者及び志願者の居住証明書
実際に居住していることを示す具体的資料（米穀通帳等）

2 (ロ)に該当する場合
事情を証明するに足る資料

3 (ハ)に該当する場合
近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明するに足る書類

三 願書の受付期間は二月十一日（月）から二月十六日

(土) までとする。

四 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないものと認めたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。

五 出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

六 県外志願者については第二志望を認めない。

七 県外志願者が虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であつても、これを取消すことがある。

第一号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所

保護者氏名 （本人との続柄）

本人氏名

生年月日

私は左記の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程に入学志願したので許可して下さいますよう特別

実情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校長
- 四 特別実情（具体的、詳細に記入する）

年 月 日

本人氏名

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

年 月 日

出身中学校長

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

- 一 現住所 県 市郡 町村 番地
- 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地

三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業

審査の結果事情やむを得ないものと認め左記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

一 学校名 鳥取県立 高等学校 科
昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第四十四号

昭和三十一年度鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験を次の要項によつて実施する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

昭和三十一年度鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験実施要項

鳥取県公立学校教員採用志願者に対する選考試験を次の要項によつて実施する。

一 受験資格

- 1 現在教職にない者で学校教育法第九条および地方公務員法第十六条の欠格条項に該当せず、次の免許状を有する者又は授与見込の者。

(1) 高等学校

教育職員免許法（以下「免許法」という。）による高等学校教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書

(2) 盲学校、ろう学校

- (A) 免許法による中学校又は高等学校の教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書
- (B) 免許法による盲学校、ろう学校の教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書
- (C) 免許法による特殊教科普通免許状又は教諭相当資格証明書

- 2 四年制大学出身者（卒業見込の者を含む）で高等学校、盲学校、又はろう学校の臨時免許状下附の資格を有する者。

3 教職未経験者は三十才未満、教職経験者は三十五才未満の者。ただし昭和三十一年三月大学卒業見込の者については制限しない。

二 試験の方法

- 1 試験は筆答試問および面接による試問によつて行う。

- 2 筆答試問は一般教養、教職教養および教科専門教養について行う。

- 3 教科専門教養に関する試問は専攻教科について行う。

三 試験期日及び場所

- 1 日時 昭和三十一年一月十一日（金）
- 2 〃 〃 一月十二日（土）

両日とも午前九時までに試験場に集合のこと

- 2 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校第一校舎

四 出願手続

志願者は、次の書類に十円切手をはつた、あて先明記の封筒を添えて、昭和三十一年一月五日までに、鳥取県教

01060

公 告

齒科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）附則第三條
第一項の規定に基く昭和三十一年度齒科技工士試験の合
格者は次のとおりである。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	山景 勇	一三	津田 正美
二	岸田 博光	一五	安達 兼好
三	平林 一義	一六	荒島 一郎
四	中村熊太郎	一七	高塚 開美
六	岡島 兼春	一八	岡本 昭
七	中路 正弘	一九	野村 堯通
八	岸田 信道	二〇	吹野 和夫
九	広賀 正人	二一	上田 亭子
一一	波多野寿雄	二二	古田 幸雄
一二	菊池 弘幸	二三	寺地 信子

二四	今井 宗善	四八	花見 守
二五	眞木 安孝	四九	尾崎 輝
二六	前田 新平	五〇	板谷 功
二七	松尾 秀吉	五一	田中 正直
二九	福田 弘至	五二	明田 勉
三一	徳岡 憲治	五三	佐々木力夫
三二	福井 敏夫	五四	南 恵美子
三三	鷺尾 秀男	五五	村岡 正敏
三五	竹本 好恵	五六	清水 博
三六	西垣 弘康	五七	山本 益美
三七	須藤 嘉之	五八	荒金 良吉
三八	倉繁 一春	五九	武井 啓治
三九	杉本 地明	六〇	神波 修
四一	鈴木 薫	六一	永原 茂文
四二	杉原 光雄	六二	山田 寿
四三	宮田 憲	六三	清水 巖
四五	石谷 廣侯	六五	村岡 弘則
四七	金田 勝友	六六	杉田 緑

身 上 調 査

家 族 状 況	氏 名	年令	続柄	職業	収入	備 考	写 真 最近3ヶ月以内に撮 影した名刺型写真を この中に入るように 切つてはること
資 産 状 況							
身 体 状 況	健 康 状 況 既 応 症 マント氏反応 そ の 他						
性 行	趣 特 運 長 短 味 技 動 所 所						
備 考							

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 癸
 刷 行
 所 鳥
 鳥 取
 鳥 取
 取 市
 取 東
 取 町
 取
 印
 刷
 所 巢

六七	山尾 富彥	八八	清水 通泰
六八	松本美智子	八九	橋本 繁藏
六九	大谷すみ恵	九二	広沢 春雄
七〇	田中 良三	九三	高木 正雄
七一	田川 男	九四	松下 誠一
七二	保木本林太郎	九五	平家 孝和
七三	池内 泰行	九七	森 岩藏
七四	加藤 納重	九八	山下千代野
七五	広谷寿美子	九九	谷口 民雄
七六	坂田 勝利	一〇〇	加須屋厚吉
七七	清水 正寛	一〇一	鶴木 昭六
七九	手嶋 博行	一〇二	扶持本すま子
八一	浦田 健治	一〇三	石上 昇
八三	米村 保治	一〇四	角田 信義
八四	鷺見きみ江	一〇五	大石 正
八五	柿本富貴子	一〇六	小椋 一夫
八六	桑原 久治	一〇七	三島 矢資
八七	内井 重斌	一〇九	神波 昇

一一〇	穗山喜美造	一一五	倉繁	正幸
一一一	永田 照正	一一六	福田	滿
一一二	林原 則仁	一一七	桜木	浩
一一三	田村 尙己	一一九	市村	愛正
一一四	福留 寿一			

昭和三十一年十二月五日倉吉保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者

受験番号	氏名
受験番号	氏名

一般用 二油谷 清 五 常田 幸江

三宮武勇
七 大村英幸

四田中明泰

一尾崎 幸麿
三岡本 健

二 黒田 孝雄
四 小谷 博明